

かけもあったが、庶民のなかにも白川家とつながりたい要求もあったと考えられる。

白川家の社祠勧遷と位階執奏

石川 達也

近世期に神社、神職を支配していた吉田、白川両家のうち、吉田家は寛文五年(一六六五)の神社条目により全国の社人に対し装束許可などを通じて支配を及ぼした。一方の白川家は、主に朝廷儀式の執行や伝授を中心としており、当初は一般的な神社への執奏や勧遷は少なかった。しかし、近世後期には白川家も地方へ展開するようになり、その対象は吉田家の後発であるが故に、専業神職だけではなく商人、職人や農民などにも及んだ。特に、神社勧遷については、白川家が執奏家を務める伏見稻荷神社の影響か、稻荷大明神が非常に多くみられる。

このような白川家の社祠勧遷と神職位階の執奏については、金光図書館所蔵の「諸国勧遷留」、「筆鏡」、「諸国願書并証文留」、「諸国執奏留」(享和二年(一八〇二)―明治元年(一八六八)、合計三十三冊)の白川家関係資料の検討が非常に重要になってくる。先行研究によれば、諸国からの勧遷の出願は、文政十年(一八二七)から急増し、それ以降は毎年ほぼ一〇〇件(二〇〇件)の出願があり特に文久三年(一八六三)には一一四〇件と最多を記録している。勧遷の規模は、「村方鎮守」「敷地鎮守」「家神棚」などがあり、勧遷以外にも「額」(染筆)や「御祈禱」(御守)の希望もあり、これらも勧遷と同様に時代が下るに従い増加していく。この背景には、「申次」と呼ばれる

仲介者の存在がある。彼らは、白川家の門人、出入商人、旅籠、飛脚問屋など様々な立場であるが、いずれも白川家に認められ諸国の願書を取り次いでいる。出願国数では、武蔵国、相模国が突出して多いが、これは仲介を白川家関東役所(執役所)が行っているからであろう。仲介者は多様な立場であり、その取り扱い地域や内容について今後更なる検討を加える必要がある。

白川家側の記録である「勧遷留」には、神名の他に、「村方鎮守」、「屋鋪鎮守」などの種別、「官金」と称する必要経費の金額、「願主」と「申次」という仲介者の名前が記載されている。一方それに対応する白川家からの勧遷状や副翰(添状)には、何の神を勧請したかの他に、祭祀を怠慢なく行い永世尊信を尽くせば五穀豊饒、子孫永久の幸いがある旨の記載がされる。ほぼ同一の文章であるが、「村方鎮守」の場合は「村中繁栄」、「敷地鎮守」の場合は「家門繁昌」といった具合に、それぞれに適応した文言に置き換えられる。これら白川家から発給された文書は地域に伝存している場合もあり、併せて見ていく必要がある。本報告では、「勧遷留」に記載のある十一件をはじめとして、関東地方(埼玉・群馬・神奈川)の若干の事例を紹介する。

「勧遷留」の存在しない享和二年以前の資料からは、江戸前・中期における白川家の活動を知ることが出来るが、その数はそれほど多くはない。しかし中には、安永二年(一七七三)には、吉田・白川両家に出願し、後に白川家の支配を受ける(後期に門人となる)ことになる相模国大住郡の大工(大山阿夫利

神社師職)の例もある。

また、文化七年(一八一〇)に白川家より稲荷社を敷地鎮守として受けているが、天保十年(一八三九)に吉田家より稲荷の神号と装束を授与され、慶応元・二(一八六五・六六)にも吉田家から装束を許されている事例もある。この家(上野国群馬郡)は、安政三年(一八五六)には土御門家(陰陽道)よりも免許を受けており、複雑に入り組む状態であったことがわかる。一方正徳・宝暦・寛政・享和には吉田家より許状を受けており文政十二年(一八二九)には白川家より村鎮守の勧遷と額、太々神楽免許を受け、更に慶応四年(一八六八)には再び吉田家より許状を得るという動きをする家(上野国新田郡・矢抜神社)の例もある。いずれも更に地域資料の掘り起こしをする必要がある。

白川家門人斎藤彦磨と鎮魂祭

山口 剛史

国学者斎藤彦磨(一七六八—一八五四)は、文政十一年(一八二八)六月に神祇伯白川家へ入門し、同年同月に、「高皇産靈神」を自宅敷地の鎮守として伯家より勧請していた。こうした事実、金光図書館所蔵白川家資料及び中澤伸弘氏旧蔵『神祇官八座神 鎮魂祭秘鑑』で確認できる(拙稿「国学者斎藤彦磨の神祇伯白川家入門」『神道史研究』二六五)。

伯家入門前の享和二年(一八〇二)春、彦磨は『神祇官八座神 祭祀略略式』(内題は『神祇官八座神祠略略式』、國學院大學所蔵)を著している。本書は、鎮魂祭の祭神の神祇官八座神

を、自宅で祀る場合の祝詞や供物を記した次第書である。大祭・中祭・小祭の次第が記され、絵図も附されている。その祝詞から、神祇伯王より神祇官八座神の御霊代を授かり、それを自宅の淨所に奉斎して行う祭祀だと判る。彦磨は既に寛政年間から鎮魂に対して興味を抱いていた。彦磨は、伯家へ入門した結果として「高皇産靈神」を勧請したのではなく、「高皇産靈神」勧請を目的の一つとして入門したと考えられる。それは約三十年後に実現されたのである。同書には、個人を対象とした臨時祈禱「玉緒結(＝魂緒結＝霊緒結)」についても記され、その効験はあらたかだという。しかし、享和三年、彦磨は長男を数え年五歳で亡くしている。このことは、彦磨の信仰に大きな衝撃を与えたに違いない。

だが、彦磨は鎮魂について研究し続けた。そして、天保十一年(一八四〇)二月、七十三歳の彦磨は、『八座神伝霊緒結』を著している。本書に拠ると、彦磨は、寛政初期から約四十年の歳月をかけて鎮魂の術を追究し、天保五年(一八三四)、ついに得るところがあった。積年の疑問も氷解し、以来、「国郡しろしめす侯より下民にいたる迄」数人に施した効果も絶大で、これぞ正伝と確信したという。本書では、伯家から勧請したのは「高皇産靈神」だけではなく、「八座神璽」となっている。また、「定例・臨時祭法、雑掌より附属せり」ともあるが、享和二年の著書との異同は不明である。よって、享和二年に記された内容が、彦磨独自のものか、世間に当時流布していたものをまとめたに過ぎないのかも判然としない。また、吉田家にも同様の祈禱があったようだが、その研究は別途進めたい。